

佐賀大学医学部任期制実施委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程（平成16年4月1日制定）に基づき、佐賀大学医学部における教育職員の任期制の実施等に関し、必要な審議及び企画を行うため、佐賀大学医学部任期制実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育職員の任期制の実施に関すること。
- (2) 教育職員の定員管理に関すること。
- (3) その他教育職員の人事に関し、医学部長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 附属病院長
- (3) 副医学部長
- (4) 医学科基礎医学系の教授 3人
- (5) 医学科臨床医学系の教授 3人
- (6) 看護学科の教授 1人

2 地域医療科学教育研究センター及び先端医学研究推進支援センター所属の教授は前項第4号の基礎医学系に属し、医学部附属病院所属の教授は、前項第5号の臨床医学系に属するものとする。

3 第1項第4号から第6号までの委員は、教授会の議を経て医学部長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月21日改正)

この規程は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月8日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。